

広 島 水 道 事 務 所

令和 8~12 年度

広島水道用水供給事業
太田川東部工業用水道事業
太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）

広島市安芸区畠賀町 2970 番地 外 3 箇所

瀬野川浄水場等運転管理業務委託

実 施

業 務 概 要

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 戸坂取水場運転管理業務 | 1 式 |
| (2) 温品浄水場運転管理業務 | 1 式 |
| (3) 瀬野川浄水場運転管理業務 | 1 式 |
| (4) 田口浄水場運転管理業務 | 1 式 |

仕 様 書

特 別 事 由
(特約条件は別紙)

業 務 日 数

日

主 務 課 長

瀬野川浄水場等運転管理業務委託

要求水準書

令和 7 年 11 月

広島県水道広域連合企業団
広島水道事務所

目 次

第1章 総則

第1条	趣旨	1
第2条	適用	1
第3条	業務の履行	1
第4条	業務の一部再委託	1
第5条	貸与品等	1
第6条	資料の保管	2
第7条	盜難及び火災等の防止	2
第8条	安全管理	2
第9条	危機管理対応	2
第10条	環境への取組み	2
第11条	関係法令遵守	2
第12条	報告書等の提出及び協議	3
第13条	要求水準の未達	3
第14条	業務の中止	3
第15条	契約終了に伴う業務の引継ぎ	3

第2章 業務の水準

第16条	業務の実施	3
第17条	業務委託の大要	4
第18条	業務実施計画書等の作成	5
第19条	業務体制	5
第20条	業務要求水準	6
第21条	各業務の要求水準	6
第22条	技術レベル向上の取組み	9
第23条	車両の運行	9
第24条	守秘義務	9
第25条	雑則	9
第26条	疑義	9

第1章 総則

(趣旨)

第1条 濑野川浄水場等運転管理業務委託要求水準書(以下「本要求水準書」という。)は、委託者及び受託者が瀬野川浄水場等運転管理業務委託(以下「本業務」という。)を実施するうえで、満たすべき業務の水準を定めるものであり、受託者が具体的な実施方法などを提案するうえでの指針となるものである。

(適用)

第2条 受託者は、本業務の契約期間中、本要求水準書を遵守しなければならない。

2 受託者は、本要求水準書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。

3 受託者からの提案については、委託者と受託者が協議を行ったうえで、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務の履行)

第3条 受託者は、瀬野川浄水場等運転管理業務委託契約書(以下「契約書」という。)、本要求水準書、瀬野川浄水場等運転管理業務委託性能仕様書(以下「性能仕様書」という。)、瀬野川浄水場・田口浄水場排水処理等業務仕様書(以下「瀬野川田口排水処理仕様書」という。)、温品浄水場排水処理等業務仕様書(以下「温品排水処理仕様書」という。)、その他関係書類及び関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に運転管理・維持管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な水道水の供給を図るものとする。

2 受託者は、業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整えるものとする。

3 受託者は、本業務が長期にわたって継続することから、受託者の持つ技術力を活かし、様々な取り組みや工夫を行って業務の効率化及び高度化を図るよう努めるものとする。

4 受託者は、本業務が水道用水及び工業用水の供給という社会的使命を持つことを十分に認識し、その役割を誠実に行うものとする。

(業務の一部再委託)

第4条 受託者は、本業務の履行にあたり、書面により委託者の承諾を得た場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し又は請け負わせることができる。ただし、受託者は業務の実施にあたっては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

2 委託者は、再委託等をすることにより、業務の確実な履行が見込めないと認めるときは不承諾とすることができます。また、受託者は業務の全部を再委託することはできないものとする。

(貸与品等)

第5条 委託者は、必要に応じて受託者に業務上必要な関係書類、工具等を貸与する。

2 受託者は、前項に掲げる以外のもので業務遂行上必要と認められる場合は、委託者の許可を得て使用することができる。

3 受託者は、委託者の所有する備品等以外のものを使用する場合、自らの負担により調達するものとする。

4 受託者は、貸与品等について、台帳を作成して最適な管理を行うものとする。また、委託者に台帳の提示を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(資料の保管)

第6条 受託者は、委託者から貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、委託者の許可なくそれらを外部に持出し又は提供してはならない。

2 受託者は、本業務で作成する書類を委託者の承諾なく外部に持出し又は提供してはならない。

(盜難及び火災等の防止)

第7条 受託者は、取水施設、導水施設、浄水施設、及び送水施設等（以下「水道施設」という。）の監視、巡回、施錠の確認を隨時行い、盜難防止及び関係者以外の侵入防止に努めなければならない。

2 受託者は、水道施設の火災等の防止に努めなければならない。

(安全管理)

第8条 受託者は、業務遂行上危険が見込まれる場合や保安設備等の改善が必要と思われる場合は、委託者に速やかに報告するとともに、必要な対策を講じ労働災害の防止に努めなければならない。

2 受託者は、業務従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し安全教育を実施するなど、作業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理対応)

第9条 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合及び警備に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

2 受託者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行った後、速やかに緊急連絡表に基づき委託者に連絡しなければならない。

3 受託者は、緊急事態及び異常事態の初期対応の方法について、委託者に提案すること。

4 前項の提案に基づき、委託者及び受託者協議のうえ、詳細な危機管理対応を定めるものとする。

(環境への取組み)

第10条 受託者は、本業務の履行にあたり、常に省エネルギー及び省資源の観点から環境に配慮しなければならない。

(関係法令遵守)

第11条 受託者は、本業務の履行にあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (3) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (5) その他本契約の履行に関する法令等
- (6) 監督官庁からの指示命令等

(報告書等の提出及び協議)

第12条 受託者は、委託者及び受託者が協議して定めた様式に従い、業務日誌、月間業務履行報告書、年間業務履行報告書及び点検整備報告書等を、速やかに委託者に提出しなければならない。また、これらの報告事項の中に技術的問題がある場合は、その都度委託者に報告し、協議しなければならない。

(要求水準の未達)

第13条 受託者の起因により本要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合又は満足できなくなる恐れが生じた場合は、受託者は直ちに委託者に報告するものとする。この場合において、受託者はその原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じるものとする。

- 2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合は、委託者と受託者が協力して、直ちにその改善に努めなければならない。
- 3 要求水準の未達に対する罰則は、十分な調査をもとに委託者と受託者が協議して決定することとする。

(業務の中断)

第14条 受託者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、あらかじめその旨を委託者に連絡するとともに、委託者と協議して業務に支障を生じることのないよう、誠意をもってこれに対応しなければならない。

(契約終了に伴う業務の引継ぎ)

第15条 受託者は、本業務を終了するとき又は契約を解除されたときは、本業務に支障が生じることのないよう、委託者が指定する者に本業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 引継ぎの必要がない事由を受託者が書面で提出し、委託者がこれを認めた場合
- (2) 委託者が引継ぎの必要がないと認めた場合
- 2 受託者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成すること。
- 3 受託者は、委託者との協議により決定した内容に従い、委託者が指定する者に技術指導を実施するものとする。
- 4 受託者は、本業務が円滑に引き継がれるよう、委託者に最大限協力すること。
- 5 業務引継にかかる費用は受託者の負担とする。

第2章 業務の水準

(業務の実施)

第16条 受託者は、本業務の実施体制等について、契約締結後、委託者が定めた監督職員と協議を行い、契約書、本要求水準書、性能仕様書、瀬野川田口排水処理仕様書、温品排水処理仕様書等に基づき、業務履行計画書を作成して委託者の承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、業務履行計画書に基づいた年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書を作成して委託者の承諾を得なければならない。
- 3 年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書に記載が必要な事項は、委託者と受託者の協議によるものとする。
- 4 委託者は、承諾した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認

められるときは、改善を申し入れができるものとする。この場合、受託者は誠意をもってこれに対応しなければならない。

- 5 委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受託者は委託者の指示に従い誠実に対応するものとする。
- 6 受託者は、本業務の履行にあたり、設備・機器等及び図面類に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。
- 7 受託者は、安定供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練等を実施しなければならない。
- 8 受託者は、常に安全衛生管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、委託者に報告しなければならない。

(業務委託の大要)

第17条 本業務の大要は、次のとおりである。

(1) 運転管理業務

受託者は、水道施設を管理、運転監視操作をするために次の業務を行う。

ア 運転監視操作業務

- (ア) 監視室業務
- (イ) 緊急時の初期対応
- (ウ) 業務継承と引継ぎ
- (エ) 報告書等の作成整理
- (オ) マニュアルの作成と見直し

イ 水質監視業務

- (ア) 水質検査（毎日検査）
- (イ) ジャーテスト（凝集試験）

ウ その他関連業務

- (ア) 門扉の開閉・施錠、ITV 設備等による対象施設構内の監視
- (イ) 備品・物品の管理

(2) 保全管理業務

受託者は、水道施設が正常な状態で運転できるよう、その機能を維持するために次の業務を行う。

ア 保守点検業務

- (ア) 日常点検
- (イ) 定期点検
- (ウ) 建築付帯設備点検

(3) 排水処理業務

受託者は、瀬野川田口排水処理仕様書及び温品排水処理仕様書に定める排水処理業務を行う。

(4) その他技術業務

受託者は、運転管理業務や保全管理業務を実施するにあたり、必要とされる次の業務を行う。

ア 委託者が別に発注する業務対応等

イ 緊急時の対応業務

ウ 薬品の受入業務（田口浄水場）

エ 臨時の水質監視業務

オ 受託者が専門業者に発注する業務対応等

カ その他必要な業務

(5) 修繕補修

保守点検業務等で確認された現場での対応が可能な簡易な補修業務。

(6) その他本業務の履行に必要な業務

(業務実施計画書等の作成)

第 18 条 受託者は、前条の各業務を実施するうえで留意すべき点、効率的かつ効果的な方法等について業務実施計画書案に示し、委託者に提出するものとする。

2 受託者が示した業務実施計画書案に基づき、委託者及び受託者が協議して詳細な業務実施計画書（年・月）を定めるものとする。

(業務体制)

第 19 条 受託者が満たすべき業務体制は、次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

運転管理業務には、原則として次の人員を配置し、施設の運転監視操作、水質監視等を行うこと。ただし、他の方法を採用することで、これらの業務を十分に行えることが認められ、かつ、委託者が承諾した場合は、当該他の方法による体制とすることができる。

なお、温品浄水場については、広域運転監視システム等を活用した遠隔監視操作を可能とする体制を令和 8 年度中に構築し、令和 9 年度以降の夜間は遠隔監視操作による運転管理体制とすること。

運転管理体制（令和 8 年度）

場所	体制	日時
瀬野川浄水場	2 名以上	平日※ ¹ 夜間※ ² 及び休日※ ¹ 24 時間
田口浄水場	1 名以上	平日昼間※ ² （休日 24 時間及び平日夜間は瀬野川浄水場からの遠隔監視操作）
戸坂取水場	2 名以上	通年 24 時間
温品浄水場	1 名以上	通年 24 時間

運転管理体制（令和 9 年度以降）

場所	体制	日時
瀬野川浄水場	2 名以上	平日※ ¹ 夜間※ ² 及び休日※ ¹ 24 時間
田口浄水場	1 名以上	通年昼間※ ² （夜間は遠隔監視操作）
戸坂取水場	2 名以上	通年 24 時間
温品浄水場	1 名以上	通年昼間※ ² （夜間は遠隔監視操作）

※ 1 休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）とし、平日は休日以外の日とする

※ 2 昼間とは 8:30 から 16:45 までとし、夜間とは 16:45 から翌日 8:30 までとする

(2) 保守点検業務

日常点検は運転管理体制にて行うこと。定期点検及び建築付帯設備点検は平日の 8:30 から 17:15 の間に行うこと。ただし、業務の性質上夜間に行う必要があるときは、この限りでない。

(3) 排水処理業務

業務は、平日の 8:30 から 17:15 の間に行うこと。

(4) 緊急時対応業務

水道施設の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備すること。

(5) 業務責任者及び副業務責任者

受託者は、業務従事者の中から、業務責任者及び副業務責任者を選任し、平日昼間常勤させなければならない。業務責任者又は副業務責任者が不在の場合は、支障なく代わりに業務を行えるもの（代理人）が常勤すること。

(業務の基本的要水準)

第 20 条 受託者が本業務を履行するうえで、受託者が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 業務の基本的水準

受託者は、自らの技術力及びノウハウを最大限活用し、水道施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこととする。

さらに、業務の公益性を十分理解し、需要者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

(2) 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたっては関係法令を遵守し、法令にない事項についても社会通念に照らし適切な対応を図るものとする。

(3) 施設の使用

受託者は、本業務の履行に要する事務室等は常に整理整頓に努め、清潔に保たなければならない。また、施設の使用にあたっては、本業務の趣旨を踏まえ適切に使用、管理しなければならない。

(4) 備品の管理

受託者は、本業務の履行に要する備品は校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障がないよう管理しなければならない。

(各業務の要求水準)

第 21 条 受託者が各業務を履行するうえで、受託者が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

ア 運転監視操作業務

(ア) 管理室業務

ア 水質管理の水準

受託者は、委託者と密に連携しながら、原水水質の変化に対応した浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査、ジャーテスト等により最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。

水道用水は、水道法に定める水質基準項目の水準について、これまでの省令などを参照して遵守するものとする。

ア 水位管理の水準

分水点等の受水に影響しないよう、各調整池、配水池及び浄水池の水位を適切に管理すること。

ア 水量管理の水準

送水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量及び導水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び調整池水位の監視を行うこと。また、施設能力（浄水能力、送水能力）に応じた送水量の調整を行うこと。

水質に関する要求水準は、以下のとおりとする。

水道用水（瀬野川浄水場）

項目	水質	採水場所
濁度	0.1度未満	ろ過池（ろ過水） 浄水場出口（浄水）
pH	5.8～8.6	浄水場出口（浄水）
色度	3度未満	浄水場出口（浄水）
残留塩素	0.5 mg/L～1.0 mg/L	浄水場出口（浄水）
味	異常でないこと	浄水場出口（浄水）
匂い	異常でないこと	浄水場出口（浄水）

工業用水（温品浄水場、田口浄水場）、沈でん水（瀬野川浄水場）

項目	水質	採水場所
濁度	20度未満	浄水場出口 (処理水、沈でん水)

(イ) 緊急時の初期対応

受託者は、水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、施設を安全かつ正常に運転できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委託者に報告することとする。ただし、軽微なものについては、事後報告とすることができる。

(ウ) 業務継承と引継ぎ

日常業務の確実な継続確保と情報の共有を行うこと。

(エ) 報告書等の作成整理

受託者は、運転管理に係るデータの項目、記録の方法をあらかじめ委託者と協議し、これを記録、分析及び整理すること。

(オ) マニュアルの作成と見直し

受託者は、安定給水及び効率的な運転を行うために最善な対応を図れるよう、作業容量、運転操作マニュアル、各種手順書等の作成及び見直しを行うこと。

イ 水質監視業務

(ア) 水質検査（毎日検査）

浄水処理の確認のために行う水質検査を、各水道施設で良好な水質を維持するためには必要な回数実施すること。

また、水質変化時には、確認と原因究明のために必要な水質検査を早急に実施すること。なお、これらの水質検査等の結果については、適宜報告を行うこと。

(イ) ジャーテスト（凝集試験）

適正な凝集剤や凝集補助剤の注入量を確認するため、定期的に実施する他、水質変化時に必要な回数実施すること。

ウ その他関連業務

(ア) 門扉の開閉・施錠、ITV 設備等による対象施設構内の監視

施設の危機管理等に対応するため、監視室での門扉の開閉・施錠、ITV による監視を行うこと。また、閉庁時における来庁者の把握、対応を行うこと。

(イ) 備品・物品の管理

受託者は、施設の維持管理を良好に行うために備え付けられている又は貸与されている備品、図書類、鍵類の管理及び業務履行に必要とされる委託者からの支給品・貸与品の在庫管理を行うこと。

(2) 保全管理業務

受託者は、保全管理業務を次のとおり行うこと。また、受託者が業務を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ることとし、再委託先との契約、支払い等については、すべて受託者が行うこと。

ア 保守点検業務

(ア) 日常点検

受託者は、主として電気設備、機械設備の異常の有無や徵候を見つけるため、目視、触感及び異音等の確認により原則として毎日点検を行うこと。なお、点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し、委託者との協議のうえ決定するものとする。

(イ) 定期点検

受託者は、機器及び設備の機能維持のために、測定、調整、オイル交換、給油、分解清掃等を行うこと。なお、点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し、委託者との協議のうえ決定するものとする。

(ウ) 建築付帯設備点検

受託者は、給排水、照明、換気等の建築付帯設備について、その機能を良好に保つために目視、触感及び異音等の確認による点検及びそれらの点検結果の記録を行うこと。なお、点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し、委託者との協議のうえ決定するものとする。

イ 補修業務

受託者は、設備機器の故障又は不具合が生じ、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委託者に報告すること。また、特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能なものについては、簡易な補修を行うこと。

(3) その他技術業務

ア 委託者が別に発注する業務対応等

受託者は、委託者が別に行う点検・工事・修繕等の立会いを必要に応じて行うこと。

イ 緊急時の対応業務

受託者は、水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、初期対応者（委託者・受託者とも）から業務を引継ぎ、応援要員による現場作業、待機業務、清掃業務を行うこと。

ウ 臨時の水質監視業務

受託者は、水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、初期対応者（委託者・受託者とも）から業務を引継ぎ、応援要員による採水等を含む水質検査等業務を行うこと。なお、これらの水質検査等の結果については、適宜報告

を行うこと。（報告の方法、頻度、報告書の様式等については、委託者と協議のうえ決定する。）

(4) その他本業務の履行に必要な業務

受託者が本業務の履行にあたり、水道施設の適正で確実な運用に必要な業務を行うこと。

(技術レベル向上の取組み)

第 22 条 受託者は、水道施設の管理において、その技術レベルが向上するよう心掛けなければならない。

2 受託者は、水道施設の管理技術の継承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進により業務従事者の技術レベル向上を図るとともに、本業務の履行により習得したノウハウについては、文書で取りまとめ委託者に報告するものとする。

(車両の運行)

第 23 条 受託者は、本業務の履行にあたり場外で作業する場合は、受託者の所有する車両を使用し、受託者の業務従事者の運転で車両を運行することとする。

2 受託者の車両事故については、受託者が一切の責任を負うものとする。

(守秘義務)

第 24 条 受託者は、業務で知り得た委託者の施設及び関連情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託者の承諾を得て管理している書類等を委託者の承諾なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等をしてはならない。

(雑則)

第 25 条 受託者は、契約書、本要求水準書、性能仕様書、瀬野川田口排水処理仕様書、温品排水処理仕様書及びその他の関係書類の中に記載されていない事項であっても、また業務履行上で委託者から指示されていない事項であっても、施設運転管理上、当然必要な業務等は行うものとする。

(疑義)

第 26 条 本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者及び受託者協議のうえ、定めるものとする。